

佐倉市部活動地域展開事業業務委託 公募型プロポーザルに関する質問と回答

No.	項目	質問内容	回答
1	仕様書 1ページ 4 (1) 生徒及び保護者への事業内容説明	「使用アプリやサポート体制の説明」とあります。ここで想定されている「使用アプリ」とは、具体的にどのような機能・用途（例：連絡調整、出欠管理、指導記録の共有等）を有するものを指すのか、また現時点で想定されているアプリがあれば併せてご教示ください。	ここでは、参加者が安心して参加できるように事業内容を事前に説明することを求めており、ご質問に例示されている内容の他、入会申込や受益者負担の支払い方法などをご説明いただくことを想定しています。 なお、アプリの導入は必須ではなく、これらの手続きや情報共有が図られる方法をお示しいただければ結構です。
2	仕様書 2ページ 4 (2) 土日祝日の地域クラブ活動運営業務 ②生徒及び保護者、学校、発注者との連絡調整	練習中のトラブル（怪我や事故等）への対応について記載がありますが、当該リスクに備えた保険加入（傷害保険・賠償責任保険等）は受託者に求められる想定でしょうか。 また、発注者側で加入済みの保険がある場合はその補償内容、ならびに受託者が別途加入する場合に想定される補償水準や金額の目安についてご教示ください。	受注者には、本業務中に発生し得るリスクに備え、各種保険に加入していただくことを想定しています。補償水準については、実施要領5 (1) ② (イ) 事業の実施体制（安全管理体制）の中でご提案いただく内容になります。（この旨、実施要領及び評価基準表に追記しました。） なお、発注者で加入済みの保険はございません。
3	仕様書 2ページ 4 (2) 土日祝日の地域クラブ活動運営業務 ④指導スタッフの業務	「地域クラブとして参加する大会における、審判など大会運営支援」とありますが、指導スタッフが指導するチームが当該大会に出場しない場合であっても、審判等の大会運営支援を行うことが想定されているかご教示ください。	参加しない大会における大会運営支援は発生しません。 ただし、参加した大会については自チームが負けた後でも審判などの大会運営支援が求められる場合があります。例として、2日間の大会日程で初日で負けた場合でも、2日目の大会運営支援が発生するケースが想定されます。

佐倉市部活動地域展開事業業務委託 公募型プロポーザルに関する質問と回答

No.	項目	質問内容	回答
4	仕様書 2ページ 4 (3) 吹奏楽部における実証事業	吹奏楽部における「実証事業」とは、本格実施に向けた試行的な取組として、運営方法や体制、役割分担、費用面等の妥当性や課題を検証することを目的とした事業と理解しておりますが、この解釈でよろしいか、また本事業において特に検証対象として想定されている事項があればご教示ください。	業務内容については、ご認識の通りです。この中で、本格実施に向けた課題検証を特に重視しています。
5	仕様書 2ページ 4 (3) 吹奏楽部における実証事業	部活動顧問のサポートとして練習指導および大会帯同を行うとありますが、前項4 (2) に記載の練習指導および大会引率において求められている、いわゆる「監督」としての役割については、吹奏楽部に限り「顧問のサポート」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
6	仕様書 3ページ 4 (4) 地域クラブ入会申し込み受付	「要保護・準要保護世帯からの申込状況を明らかにすること」とありますが、当該要保護・準要保護世帯に該当する生徒の情報については、市から受注者へご共有いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

佐倉市部活動地域展開事業業務委託 公募型プロポーザルに関する質問と回答

No.	項目	質問内容	回答
7	仕様書 3ページ 4（5）受益者負担の納入及び安全保管業務	⑤未納世帯があった場合には、発注者へ報告し対応を協議すること。なお、本仕様書4（3）の参加者及び要保護・準要保護世帯は年間登録料及び月会費支払いの対象外とする。とありますか、仕様書4（3）ではなく（4）でしょうか。	記載通り4（3）になります。 ここでの記載は、受益者負担が発生しない対象を明らかにする意図があります。具体的には、本仕様書4（3）吹奏楽部における実証事業参加者と、要保護・準要保護世帯は受益者負担が発生しない事を示しています。
8	仕様書 7ページ 6（2）活動日の取扱い ③1回あたりの活動時間等	「1回あたりの活動時間等」において、大会引率時には審判等の大会運営支援を行う旨の記載がありますが、指導するチームが当該大会に出場しない場合であっても、審判等の大会運営支援のみを目的として参加するケースについては、②に定める活動回数にはカウントされないという認識でよろしいかご教示ください。	ご認識の通りです。 なお、大会運営支援に関する考え方はNo.3で示した通りになりますので、ご質問の「指導するチームが当該大会に出場しない場合」における大会運営支援は発生しません。
9	仕様書 8ページ 6（5）緊急対応	活動中の事故等への対応として、部員および指導者の保険加入は受注者が対応するとありますが、保険料算出のため、想定されている部員数および指導者数（延べ人数・年度あたり等）がございましたらご教示ください。	実施要領5（1）①（ウ）及び（オ）をご確認ください。